

の国民・市民として自立的に問題解決に参加（コミット）し、解決方法を論じあい、この国や社会の具体的なかたちを一緒に作ってほしいと思って工夫したのです。

「寄らば大樹の陰」の時代は終わりました。公民の政治の学習では、この大木とともに中学生を公民としてぜひ育ててほしいと思います。

3 公正な社会の実現の一步として自治を学ぶ

政治学習のねらいとして「主権者として政治に参加する意義を自覚させることを通して、政治についての見方や考え方の基礎を養う」（中学校学習指導要領解説）があります。そしてこのねらいを具体的に達成できるのは、地方自治の学習です。地方自治はまさに政治であり、現代では国政よりも住民・市民がその運営や問題解決にかかわるといって、政治の実践場になっているようにも思えます。

ここでは導入の地域問題（迷惑施設建設問題）の解決に参加する住民の姿を追う中で、住民自治の原則、住民自治のしくみ、自治に参加するために必要な見方や考え方（権利と責任）、住民としての監視（モニター）の方法、住民の立場から公共政策に影響を与える意義などが記載されています。そしてこうした知識・技能・価値を具体的に学ぶ姿を、中学生の視点に立って整理したものが「まちづくりにチャレンジ」と題するポートフォリオづくりのところです。これは一つの手法ですが、「政治参加」「モニター（監視）」「学習を通じて公共政策に影響を与える」をキーワードに、

ひそれぞれの学級で問題解決的な学習を実践してほしいと思います。

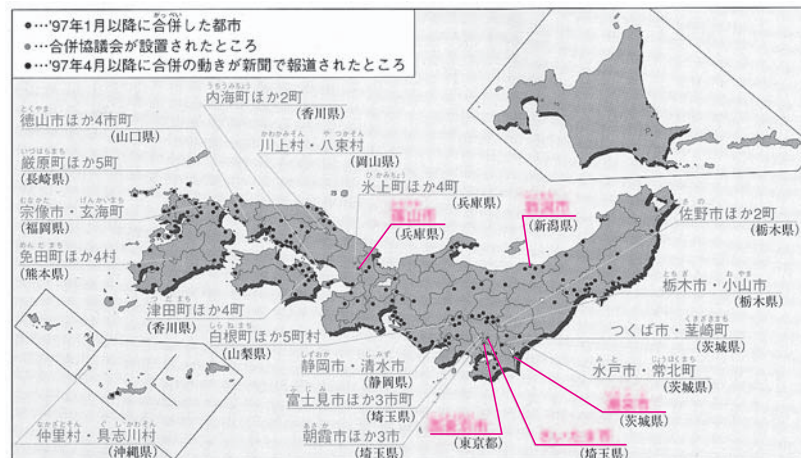
ところで地図で示したように、これからの地方自治では分権にともなって効率的・効果的な自治体運営が求められるのは必至です。自治体合併問題などは、おもに「規模」や「経済効率」の観点から中央政府が打ち出した施策の一つでしょうが、住民として中学生が実は積極的にかかわれる問題かもしれません。

本書ではこれまで以上に地方自治の学習を充実しました。これは政治の問題解決（紛争処理）に有効な技能を習得することが、見方や考え方を学ぶことになると想定したからです。

4 自治の原則から国政を考える

教科書に次のような文があります。「民主主義は、憲法だけでは支えられません。国民の意見や利益を無視する政治家は選挙で落とす、これがあるのはじめて、立法や行政に国民の声が反映されるのです」と(p.156)。これは政治の原則であり、国民による自治の取組みがあってこそ、先述した大木も青々と生い茂り、人々を守ることになるのです。

これまで国政の学習では、憲法に書かれた日本の政治の仕組みを重視してきました。これは政府（立法、行政、司法）の言動を点検・制限する国民主権の原則があったからです。そしてその意義は今でも色褪せていませんが、やはり不断に憲法を暮らしに生かす責任は国民そのものにあることを自覚しなければならぬと思います。



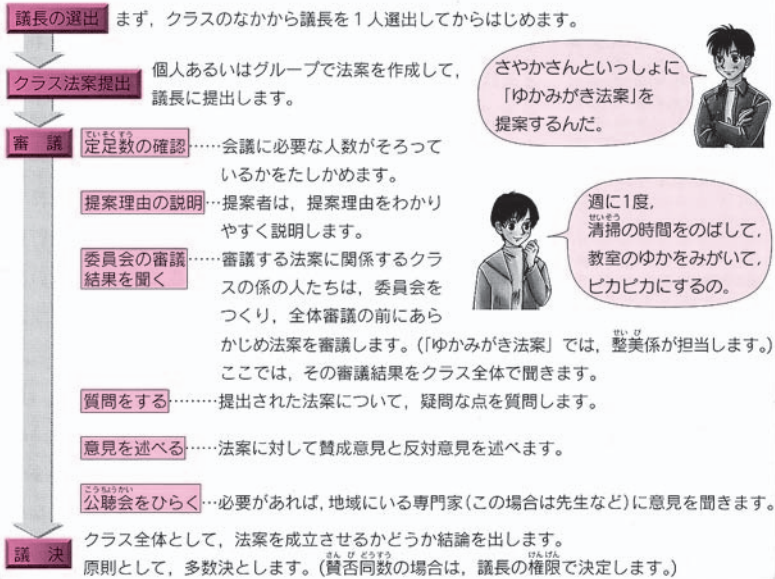
帝国書院『中学生の公民（最新版）』P.128

こうした信念にもとづいて、本書の国内政治の章は整理されています。そして立法院としての国会、行政府としての内閣、司法府としての裁判所、それぞれの分立の関係、政治を実際に動かす政党の役割と議員を選挙する選挙の意義などを、ここでも中学生の視点から記述するよう心がけました。また自治の原則から、例えば「クラス法案で国会



～「クラス法案」で国会を体験しよう

国会での話し合いの手順は、特別なことではありません。ここでは、国会での審議の仕方をモデルに、「クラス法案(クラスのルール案)」を審議してみましょう。



「さやかさんといっしょに「ゆかみがき法案」を提案するんだ。」



「週に1度、清掃の時間をのばして、教室のゆかみをみがいて、ピカピカにするの。」



帝国書院『中学生の公民(最新版)』P.139

を体験してみよう」、「選挙ゲームをやってみよう」といった「やってみよう」コーナーも設定し、政治に参加することはそんなにむずかしいことではなく、素人の感覚、良識を反映することなのだというのをわかってもらうように工夫しました。

ところでこれまでの公民の学習では、法(憲法を頂点とする国内法システム、法制定プロセス、司法制度など)に関連した学習は、政治が実際には法律によって実現されているにもかかわらず、あまり行われていませんでした。「憲法」さえ知れば、公民は育つといった風潮があったように思います。それに対して、本書では「民主主義」は憲法以外の法や社会的ルールなどによっても支えられているという観点から、法に関連する学習(プライバシー保護や情報公開など)の充実につとめました。まだ不十分ですが、現代政治では「政治と法」は密接な関係にあり、セットとして学習することが公民としての能力を高めるものだと考えています。例えば今般、司法制度改革審議会は「国民の司法参加」を保障することが、公正な社会の実現では不可欠であり、その方策の一つとして「司法教育」の充実を提言しました。

このように国民が「立法」「行政」「司法」にど

の程度、自律的・主体的に参加するかが、日本の民主主義をより豊かにすることにつながるということが、今まさに各方面で問われています。こうした政治のダイナミズムを学ぶには、生徒が実際に経験するしかありません。

5 政治の学び方を学ぶための工夫

教科書のp.6には「この教科書の使い方」が示されています。実は下半分に示した生徒を活動させるための工夫は、参加民主主義を基本とするアメリカの公民の教科書ではよくみかけます。これは「やってみよう」

「考えてみよう」「比べてみよう」「話し合ってみよう」などといった活動が、政治そのものを意味しているからだと思われます。日本の中学生も国際化時代の中で、今後の日本の政治を担っていくことになります。「地球市民として生きる」(4部)ためにも、こうした方法を国政や地方自治の学習では経験することがたいせつであり、政治の見方や考え方はこうした模擬的な政治的経験の積み重ねによって習得されるものではないでしょうか。この経験の過程で、民主的な知識・問題解決に有効な技能・民主主義の基礎となる価値、すなわち「政治的教養」がしっかり学ばれることを期待してやみません。

蛇足ですが、ぜひこの教科書を子どもたちと一緒に先生も利用してみてください。

- やってみよう ……作業したり、調べたり、活動を通して学びましょう。
- 考えてみよう ……資料をもとに、よく考えましょう。
- 比べてみよう ……二つのものを比べて、ちがいを考えましょう。
- 話し合ってみよう ……クラスの友だちと話し合みましょう。